

南丹市農業振興地域整備計画の見直しについて

南丹市では、平成 28～29 年度にかけて「南丹市農業振興地域整備計画」の見直し作業を行い、平成 30 年 3 月に策定しました。

農業振興地域整備計画は「農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」といいます。）」により、概ね 5 年ごとに見直しをすることとされており、今回見直し作業を開始しようとするものです。

●農業振興地域について

「農業振興地域」とは、今後、相当期間（概ね 10 年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行います。

南丹市では、市面積 61,640ha のうち、都市計画法に基づく市街化区域及び規模の大きな森林等を除いた区域が南丹市農業振興地域として指定されており、その面積は約 7,430ha（市全体面積の 12.1%）となっています。

●農業振興地域整備計画について

農振法により、農業振興地域がある市町村は農業振興地域整備計画を定めなければならないとされています。

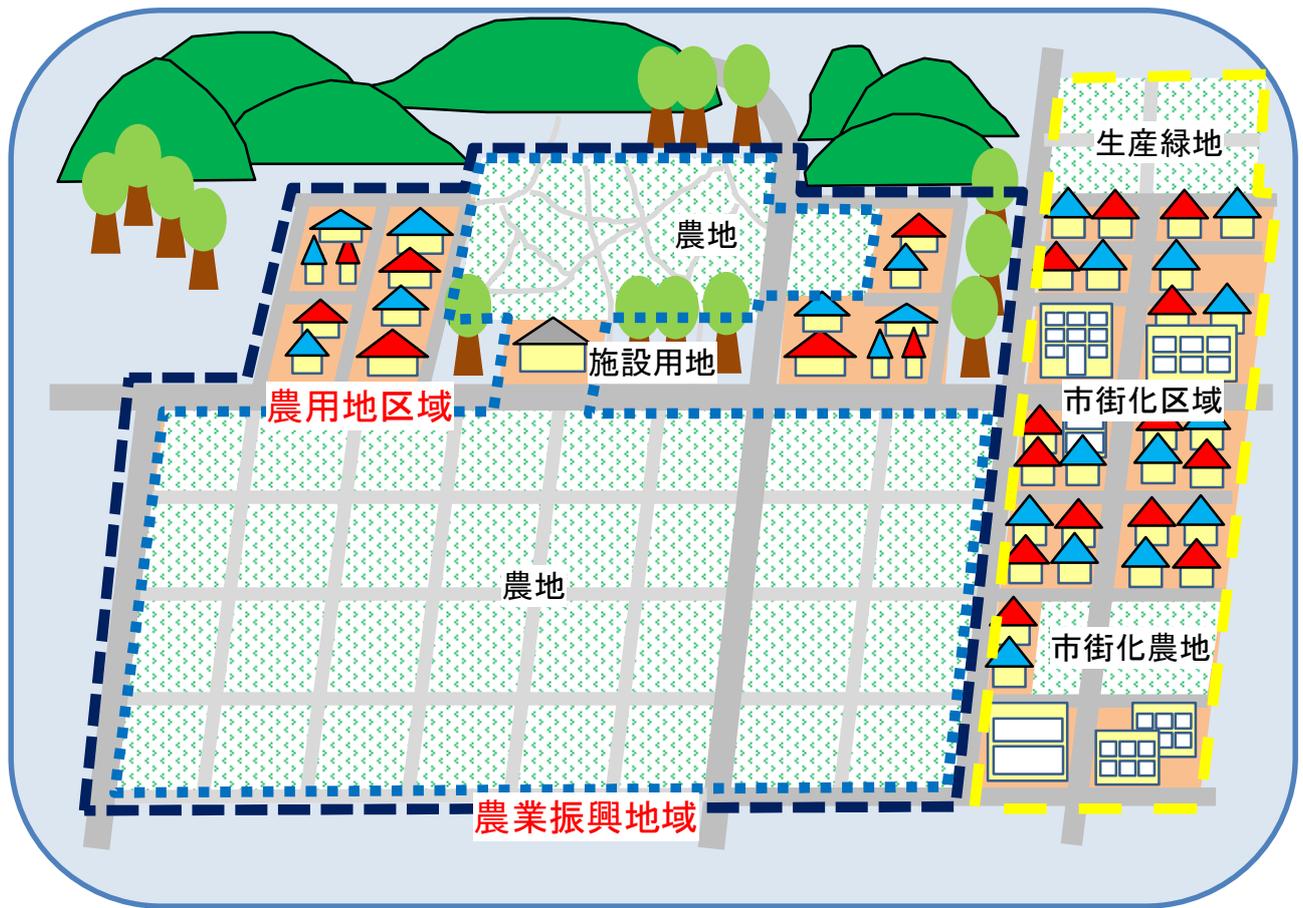
その内容は、「農用地区域及びその区域内にある農業上の用途区分」、「農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項」、「農用地等の保全に関する事項」等となっています。

●農用地区域について

「農用地区域」とは、農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地です。

その指定は南丹市が定める「農業振興地域整備計画」中の「農用地利用計画」において行い、約 2,310ha（市全体面積の 3.7%）を農用地区域として指定しています。

農用地区域に指定した土地は、農業上の用途区分が定められており、原則としてその用途以外の目的に使用することはできないものとなっています。



●農用地の見直しについて

農用地の見直し方法については、「特別管理」と「一般管理」があります。

特別管理…今後 10 年以上にわたり利用すべき農用地区域を定め、概ね 5 年ごとに見直しする方法です。「全体見直し」ともいいます。

一般管理…全体的な見直しを行う「特別管理」以外の見直し方法で、随時行う変更のことをいいます。

●特別管理の実施について

「農用地の見直しに伴う基本方針」により、実施を行います。